

A. L. Smith のルールの採光権事件への 適用について—Fishenden case

西 牧 駒 藏

目 次

第一章 序論
第二章 檢討
第一節 判例の動き
第二節 判例の整理
第三章 結語

Lord Cairn's Act 11条 (Chancery Amendment Act, 1858) やは、衡平法裁判所に差止に代わる損害賠償の裁定の裁量権を認めたが、いかなる要件があれば差止に代わる損害賠償を裁定するかにつき、Shelfer case のいわゆる

Smith ルールがある。⁽¹⁾ このルールがその後にイギリスでそのままの形で採用されているのか、あるいは、本ルールの趣旨(目的)に則りつつも個々のニーコーサンス事件特に採光権事件の特殊事情に対応した適切なルールが確定されているか、をフォローするのが本稿の意図である。11つの判例を検討し Fishenden case に重点を置き、その理論構成を整理し(第一章)、採光権事件における本ルールの発展を略述する(第三章)。要するに、採光権事件では Shelfer case の A.L. Smith L.J. の本ルールは、特殊事情に対応して、差止に代わる損害賠償裁定を広く認める方向に発展していくことになる。

参考文献中、浅野直人「Damages in lieu of Injunction (差止に代る損害賠償)について」福岡大学論叢一九巻二一・二二号(一九七四年)(以下、浅野・^レ貢、と略す)から多く教示をうけた。以下の叙述はそれに負うところ大である。

第一章 検討

第一節 判例の動き

また、Lord Cairn's Act 11条においては、衡平法裁判所がやむをへど考慮すれば差止に代わる損害賠償を裁定する権限を与えたが、この裁量権の行使において通例の原理に従えば原告が差止を求める訴を確証すれば原則としては差止が認められるが、ただし、特段の事情があれば例外として差止に代わる損害賠償が裁定される。⁽²⁾ この特段の事情とは何かが、多数の判例によって解明されており、Shelfer case の A.L. Smith L.J. の確立したルールもその一つと評価されてきた。ところが A.L. Smith L.J. のルール(以下、Smith ルール、と略す)は、その後判例やどう適用されてきているのか、を検討するにいたる。

第一款 Slack v. Leeds Industrial Cooperative Society Ltd., [1924] 2 Ch. 475. C.A.

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

本件の事案は、建築中の建物が採光権侵害を理由に建築続行の禁止と建物撤去の差止と損害賠償が求められた。本件で、Smith ルールが、その文脈との関連の中で読むべき」とが指摘された。特に不法行為が実行されコモンロー上の権利が侵害されたら、原告は一応差止命令の請求権があると認められるところ、Smith ルールに先立つ、見解を含めてである。筆者はその文脈に一言する。Shelfer case やの Smith ルール制定のねらいは、本来の特別の事情の解明、すなわち差止に代わる損害賠償の裁定にあるのでなくして、損害賠償を拒否し差止付与を根拠づけることであったのだ。Shelfer case の事案は、騒音・振動によるノイーサンスの差止が求められた場合で、原告の被害は単に建築上の損害にとどまらず、家族の健康上の重大な被害(妻娘の発病)が発生した。第一審が差止を拒否して損害賠償を裁定したのをくつがえすために、損害賠償が裁定されるに足る例外的事情が存在しないことを明確に判断するため、Smith ルールが述べられそれに依拠して 1 つ 1 つ Shelfer case の事案がこのどれにも該当しない(もつとも第四点の検討を、略した)と結論が出た。文脈としては、「前の前に、「原告のコモンロー上の権利が侵害される」と「差止の請求権があると認められる。」と述べられ、本ルールの後に、四要件該当しても差止が否定されない場合、各要件の相対性、厳格に適用すべきなど」と等が説明されてくる。

ついで、Smith ルールは、約二十年前(一八七四年)の Aynsley v. Glover 事件の Sir George Jessel の意図をより平易にまとめたものにすぎない⁽³⁾。上の両裁判官とも、差止に代わる損害賠償を例外的な事情がある場合以外は裁定を許さない態度において同一であったと思われる。

次に第二の評価として、Shelfer case (A. L. Smith L.J. と Lindley L.J. とのルール) は依然として有効であり、

Colls v. Home and Colonial Stores, Limited, [1904] A.C. 179 によつて効力は影響をもたゞなんづ Slack case は判斷する (Slack case [1924] 2 Ch. 475. C.A. at 488 per Pollock M.R.)⁽⁴⁾

第一(一)款 Fishenden v. Higgs and Hill Ltd., [1935] 153 L.T. 128, [1935] K.B.D. (C.A.) (異議 Lord Hanworth

M.R., Romer L.J., Maughan L.J.)

第一項 概 観

本件の事案は、建替え中の被告に原告が採光権侵害を理由として、建築継続の禁止及び建築済の部分のとりこわしを命ぜる差止を申立てた。一審判決は請求認容 (Crossman J.)^o 控訴審は、採光権の実質的侵害がありと認定した。もつとも地域性は考慮されたが、Mayfair 市内の多くの道路に被控訴人(原告 Fishenden)に残された光量と比較して少量の光しかないと抗弁にないな (Crossman J. の認定を認める) と述べた。次に救済にいふ A.L. Smith L.J. の四要件のルールは各々の事件の状況における裁量決定の指針であり (いふ) Smith ルールは、広義の拡大された意味)、そして、差止に代わる損害賠償の裁量の基準の問題は未解決であり、Colls case においても同じく未決定である (いふ) Smith ルールの四要件すべてが該当しなくても即差止付与権限が裁判所に生じるとはいえない (いふ)、控訴人(被告)が合理的に行行為したこと(被控訴人(原告)への通告、設計図の送付)は控訴人に有利に解される、かような事情の下では、損害賠償が裁定されると判示され、第一審へ損害額算定のため送られそこで損害額が確定された。以上が Fishenden case の概要だが、Smith ルールが採光権事件にも適用されるのかの観点から、一審から順次にその判決をたどり検討する (いふ) にや。

第二項 一審の Crossman J. の判決

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

一審の Crossman J. は妨害による採光の減少は訴えらるニューサンスの原因となる、つまり、人の普通の要望に合致した住居として家を快適に使用する」とを実質的に妨害する程度だといふ Colls case のルールを是認する。Colls v. Home and Colonial Stores, Limited (90 L. T. Rep. 687; (1904) A.C. 179) で参照された先例により、原告は古い建物の倒れる前の同量の採光へ永久に資格がない、としながら、原告の採光権は上述のルールによれば実質的に妨害された、と認定する。被告は抗弁として、二点、(1)被告の新しい建物が完成後も原告の採光量はそれでも Mayfair 市内のほかの市民の採光量と比較して多いこと、(2)もし原告の建物が垂直線から四十五度に、以前の光が投射することができる、特段の事情がなければ採光量の減少に異議申立てはできないこと、を述べた。Crossman J. は、(1)の点につき「決すべき問題は残された光の量が訴えらるニューサンスを構成するか、だ。」(Lord Lindley in Colls case (90 L. T. Rep. 697; (1904) A.C. 179 at p. 210) と判定した。(2)の点について四十五度説をとるヘリットは認めるが⁽⁵⁾、被告の行為が原告の採光権にニューサンスを生じさせるか否やは程度の問題であり、人の通常の必要に応じて住居として原告の家を快適に享有することを実質的に妨害したかどうかで、四十五度説はあやまりだ。「人の通常の必要条件に応じて」とは、合理的な人が必要とする総量を考えることで、本件では、採光の減少が原告の家のへやの賃貸価値を減少させ、さらに住居としての快適な占有を実質的に妨害すると認定した。次に適切な救済は何かをとり上げる。

Crossman J. は、Smith ルールがその後ずっと支持され、Colls case (1904) の判決で何ら変更されないものと取扱われてゐると評価する。今までの経過を説明する。Colls case (90 L. T. Rep. 691; (1904) A.C. at p. 193) で、

説
論

Lord Macnaghten は Smith ハールに全くやねやうに「その妨害の違法性の争点があり、もし被告が公正に行行為して反隣人的精神でなゝいわば裁判所は差止めの損害賠償に傾へぐめたと考へた」。と示した。Kine v. Jolly (92 L. T. Rep. 209; (1905) 1 Ch. 480 at p. 495) の Vaughan Williams L.J. は Colls case の Lord Macnaghten のテストか、あることは Sheller case の Smith ハールかのいやわかを適用すべきだといふ。訴訟当事者は誠実に行行為したので、金銭賠償でなくて適切に補償されないかといふ (Macnaghten のハールに従へ)。他方、Smith ハールによれば命令的差止めが根拠でないねんじよ、同じく Kine v. Jolly や Lord Cozens-Hardy (92 L. T. Rep. at p. 217; (1905) 1 Ch. at p. 503) は、「……家が居住不能化した事件でなゝし、損害賠償が合理的・適切な補償だとみなせねえな」と事件やめな。私見では、Colls case の House of Lords の語り口の傾向は Sheller case のやるより前進してゐる。一般に数年前と比べ裁判所には命令的差止めを付与する自由が少なへたのもだいじょうぶを示唆していることは疑問の余地がな。」といた。この点には反対の判例があつた。Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society Limited (131 L. T. Rep. 710; (1924) 2 Ch. D. 475) や Pollock M.R. (at p. 488~9) は Smith ハール も Colls case の決定内容はまへて変更されぬふべ。

ハジマリ Crossman J. は、本件で Smith ハールの四要件やべてが充足せぬかを考察するに、四要件全部が該当しないと判断した。

結局、第一審の Crossman J. は Smith ハールは Colls case の決定で何ら変更せられずに今日まで有効に確定されることは認め認識に立つのである。そして、同ハールは採光権にも適用せぬふべ。

第三項 控訴裁判所の判決内容

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

おもや、Lord Hanworth M.R. の判決がある。被告が控訴したが、理由は原告は新しい建物完成時に原告の採光権に対してニュー・サンスが生ずると証明していないか、あるいはたとえ証明したとしても救済は差止でなく損害賠償に限られるべきだという。前者につき、第一審の判決を認めてニュー・サンスを肯定し、後者は逆に第一審の判決を取消し、被告の主張(損害賠償に限る)を認めた。前者について。Colls case (90 L.T. Rep. 687; (1904) A.C. 179) で House of Lords は四十五度説を否定してニュー・サンスが発生するに十分な光の実質的な剝奪があるのか(家の占有をば人の通常の観念によれば不快にするか)の基準をとった。⁽⁶⁾ 専門家から意見をきき、その基準を「サンサン」と照る日光の幸福な占有下は除き、「支障なく読書することができなくなるような点である。」と説明する。地域性は考慮にいれずと決定した。⁽⁷⁾ 「あなたが住居地域、工業地域と呼ぶ地域があり、あなたがこれらの住居・工業という形容詞を広義に適用しうる地域の中で異なる考慮すべき事柄の適用が許されること私は理解できる。しかし、「地域性」により、姿意的境界線内で決定された地域を意味するのか、またはそれは、郵便目的及び郵便が送られうる正しい宛名がどこかを決定するに有益か、またはおそらくいわゆるその地域性の境界の中に存する財産の、価格上昇の目的で測量技士等により有益な境界線の中に囲まれた地域を指すと認めることは可能とは思わない。」⁽⁸⁾ Chesterfield gardens よりも Mayfair 市内のほかの所の光の投射が少ないとしても、原告が何の不法行為の被害をうけていないと言いうると断定するのは全く不合理だ。……Chesterfield gardens は街路だが、日照は良好などころだ。そして光量の総体には原告は明白に権利はないが、彼が住む家の型により与えられた考慮をもつ資格があり、しかも工業地域よりも住居地域での考慮であり……。」(Fishenden case (1935) 153 L.T. 135 at p. 137)

次の問題は救済。A. L. Smith L.J. 自身は、ルールから厳格さを除外し、裁判所自身が個々の事件で正しい方策

は何かを考究すべしとした。⁽⁸⁾

Lindley L. J. (Shelfer case 72 L. T. Rep. at p. 38; (1895) 1 Ch. 287 at p. 316) は、継続する訴えのルール サンベやむ差止に代わる損害賠償を付与する管轄権を拒否しなが、そういう事件ではじく例外的事情がなければ行使すべきでない。この例外的事情のルール制定の意図はもたず、そして、じつは例外的な事件、及び損害賠償が適切な救済であるようなほかの事件(例、訴えられた行為が完へした場合)では、差止が拒否されると述べて、 Lindley L. J. は Shelfer case や差止に賛成した。このLindley L. J. は、ルールとは共に適用上制限があるのみ⁽⁹⁾ (of imperfect application) であつた。Lord Hanworth M.R. は語る¹⁰ Colls v. Home and Colonial Stores, Limited (1904) A. C. 179 (H. L.) やは、裁量問題は Shelfer case の場合よりも未決定⁽¹¹⁾た。Lord Macnaughten が Colls case (90 L. T. Rep. 687 at p. 691; (1904) A. C. at p. 193) によれば、「しかし、損害賠償の回復はその量の多少にかかわりず、に権利の侵害があつた」と示す。昔は特段の事情がなければ当然のこととして原告に衡平法上の差止への請求権があつた。ロモンロー上の回復しようと仮定される損害賠償の総額は、十分なテストを与えるかをむしろ疑いたい。「しかし、もしその妨害が違法であるか否かの争点があつ、しかも被告が公正に行はれし反讐人的でなければ、差止よへぬ損害賠償裁判所は傾くと考える方に私はむべ」 Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society (1924) 2 Ch. Div. 475 や私 (L. Hanworth M.R.) が指摘したところ、Shelfer case やの「ねむのトベュは、Sir George Jessel in Aynsley v. Glover (31 L. T. Rep. 219; L. Rep. 18 Eq. 544) や予見された以上の内容ではなく、そして Shelfer のトベュはやお云うのじをしなかつた、やつて、Colls case やのねむのルールを変更してしなかつた

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

るんだ。しかし Shelfer case のなんとか、Colls case やあれば Sir George Jessel の Aynsley v. Glover 事件の中や述べられたじいじゅ（裁判所の指導的基準として）留意しなければならぬ。Sir George Jessel は語った（Aynsley v. Glover (1804) 31 L. T. Rep. at p. 222; L. R. 18 Eq. 552）「今やルールは、訴訟がヨーロッパ上支持され、実際に実質的損害賠償（substantial damages）も、多分相当な損害賠償（considerable damages）がヨーロッパ上回復可能である場合、衡平法上差止が從われる」といった。「これは普通はそつだが普遍的にそつではない。ただし、それに補足すべきことがあぬからだ。本件では損害が実質的だとこゝには疑いなし。妨害はくやの利用を全くためにした。……」（同上）（31 L. T. Rep. at p. 232; L. R. 18 Eq. at 555）「私の裁量は合理的であるので、考へるに、合理的に行使されねばならない。やつてその行使すべきかじつかは名々の事件の固有の事情に依拠すべきだ。」私（Fishenden case の Lord Hanworth M. R.）が Slack case や参照した前の諸判決の数節を調べてみると、人は私（同上）の前述の Shelfer case や Sir George Jessel やの関連性の肯定（that judgement）が私（同上）の言及した先例を無効にしよべりつて、たゞまごめなう、現に無効にしまなかつたのだ。下級審判決の Kine v. Jolly の中では損害賠償が考慮された（House of Lords は後にこれを認容）。Vaughan Williams L. J. (Kine case 92 L. T. Rep. 209 at p. 215; (1905) 1 Ch. Div. 480 at p. 496) は、「(Colls case の) Lord Macnaghter の言葉によれば、残された考慮すべき唯一のほかの問題は、権利侵害が金銭賠償で十分償われるかだ。私はそれを肯定する。」裁判所は差止より損害賠償の方へ傾くべきだといふ。Lord Macnaghten の原則を、Vaughan Williams L. J. は適用したのだ。やがて Cozens-Hardy L. J. (Kine case 92 L. T. Rep. at p. 217, 218; (1905) 1 Ch. at p. 504) は、「Colls case の House of Lords の語り方の傾向は、Shelfer case やなやれた語り方よりも少し前進してゐる」とを疑つてゐる。

きな」。一般に裁判所が数年前よりも命令的差止を付与する自由が少なくなつたことを疑うことは不可能だ。故に、Shelfer case のこれらのルールは、私 (Lord Hanworth M.R.) がのちの事件で言及した、Colls 事件や Kine 事件の、付隨する数節との関連の中でその意味を理解しなければならない。そして、もしやされば差止に反して傾くべきだと思われる。(おも) 損害賠償が十分なる救済となる事件だ。本件のすべての事情の上で、Lord Macnaghten のルールは Sir George Jessel のルール (in Aynsley case) とに従ふ。損害賠償を課すのを許さざるだ。

要するに、Lord Hanworth M.R. は Aynsley case から Shelfer case そして Colls case と内容的にかわらないし、そりや Shelfer case のルールを、上述の数節と関連性をもつて認めるのだ。(おも) Smith ハールが上述の数節と一体をなしており、その一体たるルールが採光権事件にも適用されうると判断したようだ。

第四項 Romer J. の判決

次に Fishenden case の控訴審を担当した一番目の判事 Romer J. の判決について検証する。L. Hanworth, M.R. は同旨の結論、つまり、採光権侵害の実質性を認定し、その救済は差止を取消し代わりの損害賠償裁定の命令を出した。まことに、前者の採光権の実質的損害について、控訴理由は第一審 (Crossman J.) は地域性を考慮していないといふ。第一審の判決文を見れば事実そうだ。しかしながら、Lord Macnaghten が Colls case で定めたルールの叙述の中に地域性の問題を直接にとり上げてこないし、彼の引用した Back v. Stacey (2 Carr. & P. 465), Porker v. Smith (5 Carr. & P. 438), Wells v. Ody (1 M. & N. 452) からの数節で地域性にわたるのは全くない。まことに Crossman J. があやまつてこない、Lord Macnaghten in Colls case つぶやいた。Best C.J. in Back case, Tindal C.J. in Parker v. Smith, Baron Parke in Wells v. Ody の陪審説(?)もあやまつてこないとは思はない。しかし、リザーヴ

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

ス事件では地域性は考慮にいれられなければならぬという事実は、これらの賢明な判事も無視しなかつたことは考慮にいれられなければならない。むつとも、Romer L. J. は、採光権侵害のニーサンス事件では、地域性は他のニーサンス事件よりも関係が少ないと切って考える。第一審の Crossman J. は、それを考慮にいれたとかなり明白に示すと思われる数節がある。判決の後半に「人の通常の必要条件に応じて」というのは、大通り四方の人々が(現に)得た正確に同量の光を考えることでなくして、合理的な人々が……要求するであろう量を考慮することの意だ。」と いう。合理的な人であれば田舎で得ると同量の光を Mayfair 市で期待はしないであろう、それ故に彼が Mayfair 市で得る光と同量をロンドン市でも期待しないであろう。といふが、Crossman J. の事実認定をみると、地域性はほとんど関係がないのだ。人工燈を要するようになつたという原告側の証言に被告が、「昼食をへやの中のどいやとするのか」と反論した。これより、原告側に有利な合理的推断が出てきた。電燈が必要でなかつた昔に昼食をとつたように(同じ場所で)、電燈必要後も昼食をとるということだ。地域性はあっても、本件で Mayfair の住民は原則として昼食時に電燈をつけなければならぬと説く証言は全く知らない。つまり、住居がどんな地域に位置しても、人は以前に疑問の余地なく電燈なしに昼食をとつた場所で電燈を使わないので昼食をとることが今後もできる程度に、彼の採光権は保護される資格があるのである。なお、本件では一階、二階のへやが採光権を害された。

次は、後者の問題で、救済の問題だ。原告側の控訴理由は、下級裁判所の裁量権行使に控訴裁判所は口出しすべきでない。しかし、Kine v. Jolly (92 L. T. Rep. 209; (1905) 1 Ch. 480) では控訴裁判所が、Slack v. Leeds Industrial Co-operative (1924) 2 Ch. 475 では、控訴裁判所が口出しをした。口出しそべきでないという理由がそつても、その裁量権の行使がもし違法な原則にもとづいて行使されたことが明白であれば、再吟味されるべき

だ。第一審の Grossman J. の判断はあやまつたと思つた。ただし、⁽¹⁾A. L. Smith L. J. の言及した四要件のどの一つにも該当しなければ、差止を付与すべきだとの結論に達した点だ。Romer J. はこの見解をとらない。Smith ルールの四要件が該当すれば差止に代わる損害賠償が付与されるに至るに疑いがないが、四要件が優勢でない (do not prevail) 事件においても、差止が許与されるべき A. L. Smith, L. J. が述べたとか、あるいは現に述べることができるたとかいう結果には決してならないのだ。Shelfer case の Lindley L. J. の判断から A. L. Smith L. J. がそうしなかった事実は明白だと思う。⁽²⁾そこで明らかにいは、たゞ A. L. Smith ルールの四要件が発見されなくても裁判所は事件の全事情を見てその係争問題の裁量権行使するのだ。Lord Macnaghten が Colls case で述べたことを考慮にいれるべきだ (90 L. T. Rep. at p. 691; (1904) A. C. at p. 193)、「⁽³⁾現に妨害の違法性につき係争問題があり、且つもし被告が公正に行為し反隣人的精神でなく行動すれば裁判所は差止によりも損害賠償の方に傾くと考えたい。」Lord Macnaghten はその前にあらかじめ、ロマンロー上回復されると仮定されるこの種の損害賠償は十分なる基準を与えるかをむしろ疑うと述べている。本件で被告は公正に且つ反隣人的でなく行為していると考える。しかし、原告側が当初異議を申出たのは建物の中央部分ではなく、端の翼 (Wing) と呼ばれる部分であった。故に、Shelfer case & Lindley L. J. の言葉によれば、「原告の行為に問題があれば中央の建物につき金銭救済以上を原告に与えることは不公正になる。」翼 (Wing) につき、わざいな妨害なので、翼 (Wing) に関して命令的差止を付与すれば被告に酷になる。以上が、Romer L. J. の判決要旨だ。

要するに、Romer L. J. には本件の採光権の実質的侵害の有無の判断に地域性は外のニューサンスと比べて関係が少ないと、Crossman J. の判断にはほとんど関連性がない、及び Smith ルールの四要件の充足がたとえなくて

む必ずしも差止を認めるべくハリムにならぬ、その事件の事情に合致すべく救済を選ぶべし、ハシハリムだる。当 Fishenden の採光権事件では、Smith ルールのほかに、Shelfer case と Lindley L. J. の判決や、Colls case と Lord Macnaghten のルールを適用した。

第4項 Mangham L. J. の尋求

最後は、Fishenden case の控訴審担当の第三番目の判事 Mangham L. J. の判決の内容だ。これが中心だ。Mangham L. J. も原告の採光権への訴えの権利侵害が発生し将来も侵害をいつむるであへんじむ、及び、差止に代わる損害賠償を調査せよ、と判決した。また、前者の訴えの権利侵害の発生の有無について、この存在を否定する被告の控訴理由は全く成立しえないとある。その基準については、Colls case 以来、適切な基準は時効法 (Prescription Act 1832年) 制定以前にあつた基準だと判決され、Back v. Stacey (2 Carr. & P. 465) と Chief Justice の要約、及び Clarke v. Clark ((1865) 1 Ch. 16; 13 L. T. Rep. 482) と Lord Chancellor の叙述にやかの述べるところ、その内容は被告の手により危険が切迫したが、あるいは発生した、妨害の程度が喪失譲与証書 lost grant の推定(地役権の)の上で(光の)享有を合理的に計算する程度の光を原告から剥奪するかどうかを確定しなければならないこと、つまり、被告の建物が生活の通常の占有を妨害されるほどの量の光の妨害を発生するか否かであると、判断された。広義の地域性を考慮しなければならないが、原告の家が存在する Mayfair 市内の多数の家が、原告の家の1階の窓にうける光よりは、少ない光しかうけないとの基準は正しくはない、採光権事件に適用されるべき用語としてのニューサンスは普通のコモンロー上のニューサンスと異なる。⁽²⁾ Mangham L. J. の考えでは、Colls case や House of Lords が決したことや強調した陪審への法律指示を守るといふがはるかによじこと。故に、控訴人たゞがな

げかけた問題(地域性)を自らに問うてみると、地域性を全くオミットしないが地域の中のほかの人々の光の享有に全くの・忠実な信頼をおかないことの方がはるかに勝っていること。もし、その地域の人々に一定量の光が残つておれば、その一定量だけが適切な基準を与えるという事実に同意する」ことを Lord Lindley はきっぱりと拒絶したことを追加する (Colls case 90 L. T. Rep. at p. 697; (1904) A.C. at p. 210)^o ちなみに、被告の元の建物の高さは大変低かったこと、原告は一階の窓に関しては被告の建物の破壊の前は、光を例外的に多く享有していたし、そこを借りたのもこの目的のためだけだった。次に、被告側の主張は、四十五度以上の光の平均量が妨害されずに残るということ。これが本訴の主たる争点だった。しかし、Mangham L.J. の意見では、日光プランや角度等はこういう事件で決着手とみなされない⁽¹³⁾。地域性や原告の建物が町にあるか田舎に存するかの問題をも含めた四隅の事情が考慮されなければならないので、厳格且つ不变の数学的基準は決して適用せられないのだ。Colls case の House of Lords は明白に同旨であったと思うし、Kine v. Jolly (95 L. T. Rep. 656; (1907) A.C. 1) や House of Lords は、四十五度の基準を一時復帰させたり、適用したりは決して企てなかつた。第一審の Crossman J. の「の部分についての判断はあやまつていなかつたと思う。そこで、原告の家の窓のいくつかは、被告の計画建築により訴えうる権利侵害をこうむつたし、将来もこうむるであろうと判断する。

後者の問題は、救済の方法だ。Mangham L.J. の意見では Shelfer case の A.L. Smith L.J. の叙述は若干の事件では誤解されているし、弁護士が、差止めよ、のかあるいは損害賠償の救済を求めることが許されているのかを決するにおいてすべての事件に適用されると陳述するときは、少なくとも正確に了解されていないと、Mangham

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

am L. J. は取り出し、まことに Mangham L. J. がはつきり述べた「*有効ナルルール*」と呼ぶものを A. L. Smith L. J. が定めたとか、Shelfer 事件での傍論を述べていたことだ。ただしそのルールはその事件の決定に不要だったから。その事件の「*ル・ヨーナンス*の現実性と深刻さ」とについては、「いかなるまじめな否認も、われわれの前ではなされていない」。⁽¹⁴⁾ そういう事件では、なんらかの特別の有効なルールに依拠しなくては、差止を与えるに十分な理由がそろっている。Shelfer case は騒音及び振動による継続する権利侵害の事件だった。故に、その事件は採光地役権の妨害が権利侵害である事件とは異なる。そのルールは若干の事件では有益であることに同感だが。Shelfer case では、差止がなければ家屋は倒れる可能性があり、平穏な家庭生活が不可能だった。逆に、採光権事件では今や住居が住むに耐えないと陳述されていないからだ。この証拠は、Mayfair 市内の多くの一階のへやの光量は、原告の家よりも少なかつたから。妨害の効果は四十五度の光がのこるへやを住居に不適にすることにはならぬいのだ。……その妨害により発生した権利侵害は、一日のうち数時間という一時的なニ・ヨーナンスの特徴をもつ。これららの事実からその権利侵害はこの種の事件では救済も正当化しないし、且つ、比較的に小さいという特徴をもつ。もし、新計画建築の中央部が九十九フィート離れなくて、五十フィート離れた場合の権利侵害と比較して。こうして、Smith ルールは、採光権侵害のすべての事件での普遍的なルールではない。第一審の判事 Romer L. J. が述べた如く、Lindley L. J. が別のルールを述べるが Mangham L. J. はそれに賛成する。Lindley L. J. は担当した Colls case や、同一表現を使うのだ。Colls case の Lord Macnaghten の判決中の数節にも賛成する（被告の行為が公正であれば、差止よりも損害賠償へ傾く等の考え方）。

Mangham L. J. は、採光権事件の場合は、損害賠償の総額はそれ以外の事情と関連して考察されではじめて満足

的な基準を与えると考へる。⁽¹⁵⁾ Mangham L. J. は、結論として差止に代わる損害賠償を調査せよとの命令に賛成する。

Mangham L. J. の判決要旨のまとめは、採光権の実質的侵害の基準は、広義の地域性は考慮にいれるが、Mayfair 市内の住居の家が原告の家の光よりは少ないとテストは正しくないと否定し、四十五度のテストも認めずに、つまり被告の家が生活の通常の占有を妨害するほどの量の光の妨害を発生するか否やであり、本件はそれに該当するという。救済については、A. L. Smith L. J. のルールは、Shelter case とはニューサンスの現実性と深刻さとが全く異なる本件の比較的小な権利侵害にあてはまらない。つまり、採光権侵害のすべての事件では普遍的ルールではなく、Lindley L. J. のルール (in Shelter case と in Colls case) と Lord Macnaghten の判決の数節に賛成して、損害賠償の総額とそれ以外の事情と関連して判断する。つまり、損害賠償の付与に賛成した。被告の行為が不公正でなく、反讐人的でなかつたからだ。

第二節 判例の整理 (Fishenden case)

第一款 一審 Crossman J.

Crossman J. は、Slack case (1924. C. A. Pollock M. R.) が、Smith ハールは、Colls case や影響なしの判示したのと、Smith ハールは、Colls case や影響なしの判示した。

Smith ハールは Colls case の Lord Macnaghten との関係をどう見るか。

Kine case と Vaughan Williams L. J. は、Smith ハールの効力を認めるが、Colls case の Lord Macnaghten ハールとの関係にやれないと、

Kine case の Cozens-Hardy L. J. は、Smith ハールは、Lord Macnaghten のハールに影響をつけたといふ。

Slack case の 1 種の Romer L. J. や Smith ルールは Colls case の決定内容に影響されなかつたといふ。

第一款 控訴審 Lord Hanworth M. R.

A. L. Smith L. J. 自身が、ルールから厳格やをとり除き、個々の事件の中での正し、方向を考慮すべし、といふ。 Smith ハーベル、 Lindley L. J. のルールも不完全にしか適用されない、といふ。

Colls case の Lord Macnaghten のルールは、損害賠償の回復→権利の侵害→差止請求権あり(原則)。しかし、損害賠償の総額は十分な基準を与えるか、むしろ疑う。それよりも、妨害の違法性の争点があり、被告の行動が公正で、反撲人的精神でない場合は、差止よりも損害賠償へかたむく。

Shelfer case のルールは、Sir George Jessel in Aynsley v. Glover のルールの要約にすぎない。それは、訴訟がロモノロー上支持され、実質的損害賠償が回復される、原則として差止が認められる。しかしその裁量は合理的裁量でなければならぬ、従つて、各事件の事情に合つた裁量を行使すべし、といふ。

Kine case (1905) や Vaughan Willian L. J. や Lord Macnaghten のルールを適用した。そして、「金銭賠償で十分償われるか」を、基準にした。

同じ事件の、Cozens-Hardy L. J. は、Colls case の House of Lords の口調は、Shelfer case の口調よりも少し前進し、命令的差止の自由は少くななるとは疑いなふべ。

モード、Lord Hanworth は、Shelfer case の Smith ルールより、Colls case, Kine case の中の前述した付隨的数節とを関連し合ふ、矛盾していなうめの理解あるのだ。

第三款 控訴審 Romer L. J.

Lord Hanworth M. R. と同じ結論、同じ理由に立つが、追加理由を述べるにすまい。たとえ、Smith ルールの四要件が発見されなくとも、裁判所はその事件のすべての事情を考慮してその事項における裁量権行使するのである。採光権の裁量で考慮すべきことはコレ、Colls case の意見が、Shelfer case の Lindley L. J. の意見(原告側の非行につき)を参考にすべからず、ふつてゐる。

第四款 控訴審 Mangham L. J.

Smith ルールは Shelfer case や傍論に等しいのだ。Shelfer case や採光権事件とでは、異なる。故に、Smith ルールは採光権侵害のすべての事件での普遍的なルールではない。

Lindley L. J. のルール (in Shelfer case や in Colls case), Colls case の Lord Macnaghten の意見に賛成する。

第五款 Slack case の判決

Smith ルールは、差止に代わる損害賠償の裁量基準を定めたが、Shelfer case やは、逆に、結果として、損害賠償の裁量を否定する機能をはたしたとい、制定者 Smith L. J. 自身がルールから厳格さをとり除いて、四つの要件の判断基準の相対性、具体的決定を裁判所の良識に託したとい。それに、Smith ルールは、Colls case で変更されていないと、評価した。

第六款 もとより

Smith ルールが、採光権事件 Colts case の Lord Macnaghten のルールで変更されたのか。もしも変更されない立場では、Smith ルールを適用し、そのまま結論が出る。

Slack case (1924) C.A. の Pollock M.R. がそれや、Aynsley v. Glover の Sir George Jessel の意図をもとめたのが Shelter case だと評価し、Colts case も同一方向の意図をもつて評価する。つまり、各事件の個別的事情に応じて裁量権を行使せよといふ立場である。一審の Crossman J. がこの立場をとり、また、Slack case の一審の Romer L.J. も同一の立場をとる。

本件一審では、Smith ルールの文脈や適用範囲にメスが加えられてくる。Smith ルールは厳格なものでないし、Shelfer case は明快なルールだが、Smith ルールも Lindley ルールも不完全な適用しかできぬ。Shelfer case のルールが、Colts case も Kine case の付隨的節との関連の中で理解して、本件で差止に反対すべきだ。

Colts case の Lord Macnaghten は、損害賠償の総額はテストになるか疑問などといい、妨害の違法性の争点と被告の行動の公正性等が揃えば、損害賠償がよいといふ。

Kine case の Vaughan Williams L.J. は、損害賠償で十分な補償になるかで、決めるところだ。
同様に、Cozens-Hardy L.J. は、命令的差止よりも損害賠償く、という流れを認める。

ところ、一への流れとして、採光権事件では、差止よりは損害賠償を選択する意思がある。

Lord Hanworth M.R. は、判決べ、Lord Macnaghten も Sir George Jessel ルールとに従い、損害賠償裁定した。

Romer L. J. も回^{アリ}。四要件具備しなくとも差止付与にならぬ (Smith L. J. の意思)° Macnaghten と Lindley の意見を参考にする。

Mangham L. J. は、Smith ルールを適用せよと Lindley と Macnaghten のルールに賛成するのだ。

第11章 結語

少なくとも採光権事件では、たとえ権利侵害が実質的で損害賠償額が多額でも、被告の公正や、反隣人的精神でない、差止が被告に酷とか、金銭賠償で十分に補償される場合は、差止(特に命令的)よりも損害賠償が選択されることになる。

その説明の仕方は、Shelfer case のルールは採光権事件に適用せぬむしろ、ただし、Colls case の Lord Macnaghten, Lord Lindley のルール、及び Kine case の Vaughan Williams L. J., Cozens-Hardy L. J. のルールと関連させて理解すべきだとか、または別な方法は、採光権事件には、Smith ルールは、すべて適用されないとして、ほかの Lord Macnaghten と Lord Lindley in Shelfer case and Colls case とのルールによるむしろべきである。前者が、Lord Hanworth and Romer L. J. in Fishenden case と、後者は、Mangham L. J. の立場だ。以上がイギリスの Smith ルールと採光権事件との関係を示す一判例の内容である (Fishenden case (1932))°

(1) Shelfer case の A. L. Smith L. J. のルールにつき、拙稿「不動産賃借権に基づく妨害排除認容の一要件——便宜の均衡論について——」大阪経済法科大学法学研究所紀要第四号(一九八三年三月)参照。差止に代わる損害賠償の裁定の裁量権行使のルールで、(1)権利侵害が僅少、(2)権利侵害が金銭的に評価でき、(3)少額の金銭支払で十分な補償となりうる権利侵害

A. L. Smith のルールの採光権事件への適用について

- であり、(4)しかも事件が差止め命令を認許すれば被告に酷である場合、差止めの代わりに損害賠償を与えることがやむるのである。なお、A. L. Smith L.J. の本ルールの用語の意味は、上述の四要件を指すが、場合によつては、判例中の上の四要件の前後の説明 (A. L. Smith L.J. 自身の) もで拡大して指す場合もある。Shelfer case の諸ルールとは、上述のルールに、Lindley L.J. のルールまで拡大して指す。
- (2) 「諸判例が判示する所によれば、Lord Cairn's Act はやの当時までの衡平法管轄権の指導原理を変革してしまつた」及む、衡平法裁判所が同法の管轄権を行使する前にはある特別な事件が立証されなくてよいのである。——Stamp J. in Setton v. Topham's Ltd. [1964] 3 All E.R. 876, 894. 控訴院で Lord Cairn's Act の問題点は全く上げられなかつた—— [1965] 3 All E.R. 1; [1966] Ch. 1140, C.A.; [1966] 1 All E.R. 1039; [1967] 1 A.C. 50, H.L. 以上の叙述は、Philip H. Pettit, M.A., Equity and the Law of Trusts, 1970, p. 383. によつて。
- (3) Slack v. Leeds Industrial Co-operative Society Ltd. [1924] 2 Ch. 475, C.A. 487 by Pollock M.R. (Smith rule は有効と認めた) Shelfer v. City of London Electric Lighting Comp. (1894) 1 Ch. 287, 322, 323. Philip H. Pettit, M.A., Equity and the Law of Trusts, 1970, p. 386.
- (4) Smith ルールのその後の適用状況は、差止めに代わる損害賠償をより多くの場合には認しようとする流れとの対立関係をいかに妥協し協調するかの努力のプロセスといえる。採光権事件で救済方法として差止めよりも損害賠償を選択すべきだとの方向で解決される場合が増加する、ふう形にあらわれた。この間のあら筋を記すと、採光権 (ancient light) の訴訟に値する侵害につき、Colls case [1904] A.C. 179 (H.L.) が単に Legal right のコトの right of Light があつだけでは差止めにより救済をうけねばならないが、侵害により実際には生活が妨害されるほどの実質的な日照の減少が発生しなければならぬないと判断して以来 (per Lord Macnaghten, p. 187)、採光権侵害の実質性の判断基準が確立されたといつてよい。その結果、差止めが否定され、差止めに代わる損害賠償の命じられる例が right of Light の事案で増加してきた。たとえば、Kine Jolly [1905] 1 Ch. 480 (C.A.)、(64) House of Lords もこれを認めた [1907] A.C. 1 (H.L.) など、1 種 [Kekevich J.] が被告に命じた日照妨害建物の取り扱いを内容とする命令的差止めを取り消し、リーチャンスになる程度の侵害はあるが、なお差止めに代わる損害賠償によって本件損害が十分に補償されないとはいえぬとされた (per Vaughan Williams L.J. at p. 496)。これらは、「原告に実質的な侵害が生じても差止めを命じるによる被告の負担を考慮」 damages in lieu of injunction を認めるところの例もあらわれるに至り、明らかに從来の他の場合は異なる傾向を示すようになつたと指摘われたトーナム (Snell, Principles of Equity, 587, 25th ed, 1960 by Re. Megarry and P.V. Baker, 浅野・115頁)。

の恩シホレ Price v. Hilditch [1930] 1 Ch. 500 や Fishenden v. Higgs and Hill Ltd., [1935] 153 L. T. 128. (1935)

K. B. D. (C. A.) があら。後半の平添ゾ 檻記のベギンもあら。

(12) Fishenden v. Higgs and Hill Limited. 153 L. T. 128 at p. 131 (per Crossman J.). 四十五度賛成説は① Lord Lindley (Colls case 90 L. T. Rep. at 697; (1904) A. C. at 210) が、「経験の証あらむべ、おほ四十度の角度が残され、ト特に他の方角から最も長い光が投射すれば実質的権利侵害はない」など、かなり有効なルールだ。最近 Cotton L. J. が、② Ecclesiastical Commissioners v. Kino (42 L. T. Rep. 201; 4 Ch. Div. 213) に指摘した。見あらひ、Parker v. First Avenue Hotel Company (24 Ch. Div. 282; 49 L. T. Rep. 318).」

③ Lord Davey (Colls case 90 L. T. Rep. at p. 695) が、「この問題に実地に精通してゐる検査官 Surveyors の経験は大いに敬意に値するだ。……四十五度ルールは勿論然のルールではあるが、事件の適用やれな。」が、私は Lord Selborne (City of London Brewery Company v. Tenant, 29 L. T. Rep. 755; L. Rep. 9 Ch. App. 212) に同意見だ。このメールは、1応の証拠シホレ (prima facie evidence) 様式に使用やるべしとあるだ。

④ Halsbury's Law of England, 2nd ed., Vol. II, p. 341 が、「四十五度の光が残され、最も小さな事件の内の小やかな要素だ。結論に到達するほかの方法がなければ採用されるテストの一種だ。しかし、法のルールあるのは証拠のルールでは全くない、推定ルールでもない。ただ例外として、弱い推定ルール、つまり、建物の角度が四十五度以下であれば採光は実質的に妨害われない」とある。

④ James L. J. (Ecclesiastical Commissioners for England v. Kino 42 L. T. Rep. at 202; 14 Ch. Div. at 219), 41頁。

四十五度反対説は① Brett L. J. (Ecclesiastical case 42 L. T. Rep. at 203; 14 Ch. Div. at p. 223) 「四十五度ルールは先例のやぐれに因るべく記す。証拠の説をだ。Best L. C. J. が確認した (Back v. Stacey (1826) 2 Carr. & P. 465) 原則であり、「訴権を認め争点を確定するためには家の占有を不快にするために十分の光の実質的剥奪が必要だ。… …」やるだ。Parker v. Smith (Sc. & P. 438) ② Cotton L. J. (Parker v. First Avenue Hotel Comp. 49 L. T. Rep. 318; 24 Ch. D. at p. 288).

③ Lord Halsbury (Colls case 90 L. T. Rep. at p. 689; (1904) A. C. at p. 185).
(12) Colls case ヨ、四十五度説が否定される旨の「一般ルール」である。Best C. J. in Back v. Stacey (1826) 2 Carr. & P. 465, Parker v. Smith (1832) 5 Carr. & P. 438 at p. 439, Lord Hardwicke in Fishmonger's Company v. East

A.L. Smith のルールの採光権事件への適用について

India Company, 1752, 1 Dick, 163. 「建物の変更が原告の光を変えぬことは十分でない。けだし、市内の空地はど
こも建築でないだらへ。」

(7) 地域性 (locality) を考慮するに賛成説は、Horton's Estate Limited v. Beattie Limited (136 L.T. Rep. 218; (1927)

1 Ch. Div. 75 at p. 76) やある。Colls case によれば、「光が少へる減少されど、ヨーロッパになるかは、地域一般の
快適さを考慮に入れるべし。採光・妨害の生ずる惣の性質といふ。田舎の町には異なる。田舎の町には異なる。」多くの地域性賛成の
判例が引用されたが、Russel J. は地域性を否定した。「人の田にとり、楽な読書やあみものに必要な光量は、Darlington
街 (Wolverhampton 街) と Mayfair 街とで変わらん。……」(136 L.T. Rep. at p. 219; (1927) 1 Ch. at p. 78)

(8) A. L. Smith L.J. in Shelfer case (72 L.T. Rep. 34 at p. 40; (1895) 1 Ch. Div. 287 at p. 322). 「少へる因要件を充た
しても被告が自らの行為で差止を回避する目的で実行したとき、例えば大急いで建築したり、または原告の権利を無視して
行為した場合は、差止に代わる損害賠償の算定の申立ては認められない。各事件の異なる事情の中で、小さな権利侵害とは何
か、金銭評価可能性、少額金銭支払、十分な補償、被告に酷いこと、は何かにつきルールを定めることは困難だ。各々の事
件を取扱う当裁判所の良識にゆだねられていい。」

(9) 未決定の程度を Lord Hanworth M.R. が「^{さういへ} 説明する。「Smith ルール^{せん}は決定されていないが、それに付随する節
よりは決定されてい^そ」(not perhaps more at large than it was in the Shelfer case when you read the passages
which concomitant to the rules, but your attention upon the rules and the rules only) (Fishenden case (1935)

153 L.T. 128 at p. 138-9)

(10) 「...in what particular part of the room he had his lunch」 Fishenden case (1935) 153 L.T. 140 (C.A.) at p. 140.

(11) Lindley L.J. in Shelfer case (72 L.T. Rep. at p. 38; (1895) 1 Ch. at pp. 316, 317). 「差止に代わる損害賠償付与の管
轄権の存在を、たゞえ継続的訴え^{リューサンス}の事件になつてゐる^{リューサンス}の事件にないかぎり^否定しないが、この管轄権は継続的・訴え^{リューサンス}
の事件では、例外的事情がないかぎり行使されるべきではない。私の意図は例外的事情を類型化しようとしたが、司
法的裁量の行使のためのルールを定めようとするのにはない。例示のつもりで、わざわざ、且つ間歇的^{リューサンス}に言
及すれば十分だ。原告がただ金銭さえもらえばよいと証明した事件、いやがらせの訴訟や被告に酷な訴訟の場合、原告の行
動に問題があり金銭上の救済で十分な場合。これらの場合及び、そのほか損害賠償訴訟が十分な救済である場合(例、訴え
られた行為がすでに完了した場合)、差止が否定されて当然だ。」

(12) 「ヨーロッパ上の普通のリューサンスでは、原告も自分の通常の快適さが妨害されるような騒音、悪臭、振動の発生の禁

止を求めていたが、採光権のニョーサンスでは異なる。もし原告が Mayfair 市からロンドン市内のビルの群立する中の光の妨害のない土地に二〇年間住みつづけてきたならば、彼の隣人や地域住民がおそらくある考慮の故に同意したという理由か、彼の家が大通の両側に家を持つ地主により建築されたか、ほかの何らかの理由により、そこへきて居住し道向いの家々が採光を大いに妨害するので建物の一階は大いに不便宜になつたこと、及びこの関連で使用される人為的意味のその用語を使えば、その状況はあるいはニョーサンスに等しい結果になると原告は語つてもそれは被告側の答弁 (answer) にはならない。」

(Fishenden case (1935) 153 Vol. 128 (C.A.) per Maughan L.J. at p. 143)

(13) 日光アート (daylight plan) とは、新計画建物がひきおいす妨害度を表示する図で、元の原告の享有した光のうまい、計画建物が妨害する光の角度を示す部分、及び、原告が合理的に期待できる光のうまい、計画建物が妨害する光の角度を示す部分を色わけて示す。(Fishenden case (1935) 153 L.T. at p. 143)

(14) Lord Halsbury (Shelfer case 72 L.T. Rep. at p. 36; (1895) 1 Ch. at p. 308) (of the reality and gravity of the nuisance no serious denial has been made).

(15) Sargent L.J. in Slack v. Leeds Industrial Co-operation Society ((1924) 2 Ch. at p. 494) は、「採光権妨害の事件の中には二種あり。救済を正当化する程度に実質的な権利侵害があるときと、損害賠償で適切・十分に償われるような比較的小さい内容の権利侵害とであり、二つの間に境界線が引かれるべきである。」

Vaughan L.J. は、本件でこれに賛成する。つまり、損害賠償で適切・十分に償われるような比較的小さい内容の権利侵害であると評価する方を選択した。

(一九八三・一一・一〇)